記

八戸地区養蚕農業協同組合
　青森県八戸市大字大工町７番地
五戸地区養蚕農業協同組合
　青森県三戸郡五戸町字下モ沢向13番地１
三戸地区養蚕農業協同組合
　青森県三戸郡三戸町大字八日町12番地
三本木地区養蚕農業協同組合
　青森県十和田市大字三本木字寺向官地
七戸地区養蚕農業協同組合
　青森県上北郡七戸町字七戸32番地25

農業協同組合法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農業協同組合であって、本日現在において、当該農業協同組合に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、青森県知事にその旨の届出をされたい。

なお、当該農業協同組合が本日から２月以内に、その届出をせず、また、当該農業協同組合に関する登記がされないときは、当該農業協同組合は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年10月７日

青森県知事　宮下宗一郎

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道河東郡音更町緑陽台仲区二二番地一〇

有限会社水野設備

清算人　水野　正

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道帯広市東四条南七丁目一番地

有限会社ニイダ

清算人　新田　昭代

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道寿都郡寿都町字大磯町一七番地四

株式会社上田屋

代表清算人　小田　麻里

解散公告

当社は、令和七年八月二十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

札幌市西区西町南十六丁目三番一〇号

有限会社ブレーンアンドビジネス

清算人　平野　陽子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

札幌市豊平区月寒東二条五丁目四番八号

有限会社ライフケーアイ

清算人　松岡　恭子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

北海道室蘭市中島町一丁目三四番七号

有限会社中島商事

清算人　中島　康彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

宮城県富谷市富谷西沢七一番地

株式会社ヤシマ

代表清算人　會津　清一

解散公告

当法人は、令和七年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

茨城県水戸市平須町九五五番地一

特定非営利活動法人茨城県地域密着型介護サービス協議会　清算人　今橋　孝司

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

栃木県鹿沼市中田町一一七二番地一

東和商事有限会社

清算人　石塚　徳彦

解散公告

当社は、令和四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

群馬県高崎市飯塚町四六六番地の四

有限会社勅使川原組

清算人　勅使川原明美

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年八月八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月七日

埼玉県所沢市松郷二三八番一

株式会社G．N．N

代表清算人　中里　雅博